

## 様式第十三（第4条関係）

### 新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日  
令和6年1月23日

2. 回答を行った年月日  
令和6年2月14日

3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者はこれまで、いわゆる当事者署名型及び事業者署名型の電子契約サービスを提供してきた。今般、建設業界のDX推進のため、従来の電子契約サービスに新たな機能を付加して、サービスの提供を行うことを検討している。

事業活動の内容は以下の通りである。

(1) 事業実施主体

サービス提供事業者：照会者

サービス利用者：顧客

(2) 事業活動の内容

建設工事の請負契約を電子契約で行うことを可能とするサービスの提供を行う。

<システム概要>

契約の締結とその記録は、以下の手順により行われる。

#### 【非対面型】

- ① 送信者は、メールアドレス等の必要な情報を入力して、アカウントの作成を行う。
- ② 送信者は建設工事の請負契約（以下「電子契約書」という。）のアップロードを行うとともに、受信者の情報を入力して、当該電子契約書を確認・署名するための画面への専用URLへのリンクボタンを記載した署名依頼メールを送信する。この際、送信者も署名する場合には、当該電子契約書は署名者である送信者のみの意思にもとづき、照会者の意思を介在することなく、サービス提供事業者である照会者の秘密鍵により暗号化される。
- ③ 受信者は送信者から送付された署名依頼メールに記載の専用URLにアクセスし、当該電子契約書の内容を確認の上、「署名」ボタンを押下する。この際、当該電子契約書は署名者である受信者のみの意思にもとづき、照会者の意思を介在することなく、サービス提供事業者である照会者の秘密鍵により暗号化される。
- ④ 送信者及び受信者が「署名」ボタンを押下することで暗号化が完了すると、タイムスタンプが付与される。
- ⑤ 電子契約書はいつでも閲覧・印刷することが可能である。

#### 【対面型】

- ① 署名依頼者は、メールアドレス等の必要な情報を入力して、アカウントの作成を行う。
- ② 署名依頼者は電子契約書のアップロードを行うとともに、署名者の情報を入力して、登録を行う。この際、署名依頼者も署名する場合には、当該電子契約書は署名依頼者のみの意思にもとづき、照会者の意思を介在することなく、サービス提供事業者である照会者の秘密鍵により暗号化される。

- ③ 署名依頼者は、タブレット端末等を用いて、電子契約書を署名者に呈示する。
- ④ 署名者は、電子契約書の確認等を行い、「署名」ボタンを押下する。この際、当該電子契約書は署名者である署名者のみの意思にもとづき、照会者の意思を介在することなく、サービス提供事業者である照会者の秘密鍵により暗号化される。
- ⑤ 署名依頼者及び署名者が「署名」ボタンを押下することで暗号化が完了すると、タイムスタンプが付与される。
- ⑥ 電子契約書はいつでも閲覧・印刷することが可能である。

#### 4. 確認の求めの内容

照会者の提供するサービスが、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第13条の4第1項及び第2項を満たしているか確認したい。

#### 5. 確認の求めに対する回答の内容

照会者が提供するサービスにおいては、規則第13条の4第1項第1号イを満たすものであると考えられる。また、①建設工事の請負契約書をPDFファイルとして、閲覧及び印刷することが可能であると考えられること、②電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第2条に掲げる基準を満たした電子署名及びタイムスタンプを当該PDFファイルに付すことにより、当該PDFファイルに記録された契約事項等が改ざんされていないことを証明することが可能であると考えられること、③ID及びパスワード等により、本人確認措置が講じられていると考えられることから、規則第13条の4第2項を満たすものと考えられる。